

条 例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 夜間学級担当手当

第三条第一項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第四条第一項に次の二号を加える。

四 市町村立の中学校又は義務教育学校（後期課程に限る。）（以下この号、次号及び第七条の二第一項において「市町村立の中学校等」という。）の夜間その他特別な時間において授業を行う学級（以下この号、次号及び第七条の二第一項において「夜間学級」という。）の勤務を本務とする職員以外の職員（給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。） 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務

五 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務を本務とする職員（給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。） 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級の勤務

第四条第二項に次の一号を加える。

三 前項第四号及び第五号の勤務 千二百円

第七条第一項第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（夜間学級担当手当）

第七条の二 夜間学級担当手当は、市町村立の中学校等で、夜間学級を置くものの校長（本務として当該市町村立の中学校等の校長の職にある者に限る。）、夜間学級に関する校務をつかさどる副校長、夜間学級に関する校務を整理する教頭、本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級を担当する主幹教諭並びに本務として夜間学級を担当する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に対し、月額二万千円を超えない範囲内において、その者の属する職務の級に応じて、教育委員会規則で定める額を支給する。

2 夜間学級担当手当が支給される職員のうち、教育委員会規則で定める夜間の業務に従事した職員の夜間学級担当手当は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、その業務に従事した日一日につき七百三十円を加算した額を支給する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。